

柏原市監査委員告示第 5 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づき、平成 27 年 10 月 8 日付けで提出された住民監査請求について、同条第 4 項の規定により監査を行ったので同項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

平成 27 年 12 月 4 日

柏原市監査委員 裏野 榮士
柏原市監査委員 乾 一

1 請求の概要

(1) 請求人 柏原市〇〇□-△
中山 雅貴

(2) 請求書の提出日 平成 27 年 10 月 8 日

(3) 請求の内容

請求人から提出された請求書による措置要求の内容は、次のとおりである。

(原文のとおり、ただし、請求書の事実証明書添付及び記載については省略した。)

1 請求の要旨

市は、区長会が事業の名称を「柏原市区長会活動事業」とする活動に対し、区長会会長の申請に応じて、毎年、年額 100 万円（平成 17 年度は年額 1,936,000 円）の補助金を、概算払いの形で交付している。

その際、区長会会長は、地方自治法ほか、「柏原市補助金交付規則」や「柏原市区長会活動補助金交付要綱」などの関係法規に則り、補助金交付の申請をしなければならない。

にもかかわらず柏原市区長会会長は、「柏原市補助金交付規則」、「柏原市区長会活動補助金交付要綱」などの関係法規に違反し、右法規に定められた補助事業計画などを一切提出しないまま、あるいは虚偽の事業を記載した事業計画書を提出するなどして、補助金交付の申請をしている。さらには、当補助事業が完了した際に提出する「補助事業実績報告書」に関しても、虚偽の事業名を記載するなどして報告をしている。このことは明らかに違法・不当な行為である。

これに対し市長は、区長会が、毎年、違法な手段をもって、市の公金から支出された補助金 100 万円を不当に利得したものであるから、区長会に対し、損害賠償もしくは不当利得の返還請求を行う義務があるのに、その精査・検査を怠り、債権の行使をしないまま放置し、財産（債権）の管理を怠っていることは違法である。

よって監査委員は、市長に対し、柏原市区長会に対して、区長会が違法不当に利得した活動補助金（年額 100 万円（平成 17 年度は年額 1,936,000 円））については市の損害金として、過去

10年間に遡り、合計一千万円の損害金の賠償ないし不当利得の返還をさせるなどの必要な措置を講じるよう、勧告することを求めるものである。

(1) 請求の趣旨

ア 柏原市区長会（市長委嘱の行政協力委員を兼務する 114 名で構成されている団体）は、「柏原市補助金交付規則(昭和 51 年 4 月 1 日施行)」「柏原市区長会活動補助金交付要綱(平成 18 年 4 月 1 日施行)」に基づき、区長会の事業を対象に、年額 100 万円(平成 17 年度は年額 1,936,000 円、平成 18 年度以降年額 100 万円)の補助金の交付を受けている。その総額は昭和 50 年代以降、9 千万円を上回ると推察される。

イ そもそも区長会とは何か

柏原市役所に区長会の事務所を置くとした「柏原市区長会会則」が存在しており、この会則はいつ定められたのかは不明であり、区長会の活動や事業も定められていないので、その実態は不明である。おそらく自治会・町会が選出した代表者を区長と称し(規模は 100 人から 120 人くらい。現在は 114 人)、その全員に、市長が委嘱する非常勤職員の身分を持つ行政協力委員を兼務することを定めた「柏原市行政協力委員規則」が、昭和 53 年 3 月 30 日に制定され、同年 4 月 1 日から施行されているので、これが区長会の発足と推定される。

しかしてその区長会会則の内容は、単に 114 人の区長が構成する区域の組織や、役員名、役員の数、役員の任務、役員の選出・任期などを定めるのみで、区長会としての事業を定めた条項・項目などは、一切、存在しない。

また区長会が、平成 25 年度から作成する事業計画書の書面上の中で、事業支出項目を「地区運営費」「臨時地区運営費」と称して、114 人の区長全員に、一律に、現金 3,000 円(堅上地区は 3,000 円から 12,600 円)を区長会が支給するなど、これを補助金交付の事業とするには極めて不可解な点があり、その補助事業の実態を区長会は明らかにしていない。

さらには本件区長会活動補助金とは別の名目で各区長に交付されている補助金のうち、広報誌等配布事業補助金については、区長会役員が、わざわざ「この補助金は、各町会・自治会の会計に入金のうえ、目的に応じて、適正な支出を行ってください。」と区長個々に示達するなど、本件区長会活動補助金の対象と重複するところもあり、この区長会活動補助金の内容については、極めて不透明な部分がある。

この 114 人の区長は全員が市長の委嘱を受けて、行政協力委員という非常勤職員の身分を与えられ、身分は公務員である。そして全員が、年額 12 万 5 千円の固定報酬を得ている。その総額は 1 千 425 万円である。

この行政協力委員兼務の区長の多くは、市長や議員たちの後援会メンバーとなっており、その実態は選挙の際の集票団体として選挙基盤を構築している。この組織は公職選挙法に抵触する可能性が極めて高い。

市長は、この区長会という組織を構成する区長個々に報酬や補助金を交付していることになるが、その実態は「市長の選挙基盤のための組織」として、議員たちや職員たちも認識している。一方、市民の側にはその真の実態を知られたくないという傾向もある。市の担当部署に区長兼務の行政協力委員に関する行政文書の開示請求を求めても、関連の情報

を出し渋っている節がある。たとえば区長兼務行政協力委員の年齢層や連続委嘱の通算年数など。

市長や議会に対しては、早急にこの制度の廃止をするための措置を講じることを要望し、監査委員にあっても、市民の血税から成る公金が支出されているこの区長会活動事業の自身の精査・監査を徹底し、適正な処置をしていただくことを要望する。

ウ この交付金は、補助事業者(区長会会長)がその交付対象となる補助事業計画を立て、収支予算書、ほか市長が必要と認める書類を市長に提出することにより、市長が当該申請に係る書類等により当該申請の内容を審査し、補助金対象の事業と認めたときに補助金が交付されるものである。

しかるに区長会は、過去(平成24年度以前)を遡ると、事業計画書等は一切無く、また収支予算書の提出もないまま、市に補助金交付の申請をしている。

その後区長会は、市民にこの点を指摘され、平成25年度以降は、一応、事業計画書なる書式を作成しているが、その内容は平成24年度以前に計画書に記載していた支出の項目の内容を改正しているものの、その内容は、到底、補助金交付規則に定める事業には該当しない。

それに対して、市は、当該申請の内容の精査・審査を怠ったまま、区長会会長の申請に沿って、毎年、年額100万円の補助金を交付している。

区長会は明らかに「柏原市補助金交付規則」に定められた条項、第5条(補助金の交付の申請)に違反して補助金交付の申請をしており、またその実績報告書には第10条に定められた収支決算書等の添付もなく、区長会活動の事業内容も明らかではない。

また市が定める「柏原市区長会活動補助金交付要綱」では区長会の事業を定めているが、その項目は、それぞれの自治会・町会が元々有する様々な「まち」の活動等を、項目に並べているだけで、これを区長会の事業とするには、到底、無理がある。

このことは市が何を基準にその申請の内容を補助金交付対象の事業として認めているのかが定かでなく、補助金交付申請時の精査・審査の不備、怠りなど、市側の補助金交付のあり方にも大きな問題があるが、区長会が事業計画も無いまま、あるいは虚偽の事業を名目にして補助金を申請していることは、明らかに市が定めた関係法規に違反しており、違法・不当である。

またその申請日は、本来であれば当該年度に入る前年の(3月)若しくは該年度の当初(4月)となるのが通常であるところ、当該年度に入ってから5月から7月、なかには年末近くの11月という時期があり、このことは各年度の事業計画など、始めから無いことを裏付けている。

実績報告書には、一応、事業の内容を挙げているが、それは市の事業を羅列してあるだけであり、区長会の事業計画の対象となるものではないことは明らかである。おそらく実績報告書の体裁を整えるために市の事業を羅列し、ついでにこれも事業にはなじまない研修会を盛り込んでいるものと思われる。またこの研修会費用に充てる金額は、他に掲げた名目の事業に充てた残金を、研修会の費用にあてがっているだけであり、この100万円は、いかにも市長から区長会に対するお手当的な交付金として、公金から支出していること

が分かる。

市に事務局(区長会規則では事務所としている)を置く区長会若しくは市の担当事務局の職員は、これらのことを市民に指摘され、平成24年度まで何十年にも亘って続けてきた偽りによる補助金申請の際の補助金申請事業の内容を、平成25年度から変えているが、このことはいかにこの区長会活動補助金が、名目だけのお手当金目的として、すなわち区長会がこれまで長年に亘って、偽りの事業名目で補助金の申請をし、違法不当に利得を得てきたことを証明するものである。

柏原市が、この違法不当な補助金申請に対する精査・審査を怠っていることにも問題はあるが、事業活動の主体となる区長会が、「柏原市補助金交付規則」「柏原市区長会活動補助金交付要綱」に違反し、偽りの事業に対して、虚偽の交付申請書、実績報告書等により補助金の交付を受け、不当に補助金を利得してきたことは、明らかに詐欺的手法による違法不当な行為である。

これに対して、市はこの偽りによる区長会の補助金申請の事実を市民に指摘をされたあと、本来はすみやかに年次を遡り、区長会が申請をした補助金事業の内容を精査・審査をし、区長会が虚偽の申請書類等により違法不当に申請をし、不当に公金を利得したことについては、その全額を市の損害金として、損害賠償ないし不当利得の返還請求をしなければならないのに、その行使をしないまま放置し、財産(債権)の管理を怠っていることは違法である。

よって監査委員に対し、柏原市は、区長会が違法・不当に利得した活動補助金100万円については、過去10年間を遡り、総額10,936,000円を市の損害金として、損害金の賠償ないし不当利得の返還をさせるなどの必要な措置を講じるよう、勧告することを求めるものである。

(2) いつ、誰による、どのような財務会計上の行為又は怠る事実があったのか

ア 平成17年度から平成24年度の8年間

平成17年度から平成24年度の8年間、いずれの年度においても、柏原市区長会が申請をした区長会活動補助金については、その事業計画もなく、また事業の実績報告書に関しても収支予算書や領収書等の添付もない。

さらに、この実績報告書の中に記載されている補助金交付の対象事業を見てみると、

- 道路・水路の明示等に伴う現場立会人及び地元調整活動

平成24年度の例～計84,000円(1,500円/件×56件)

- 道路・水路の占用掘削の同意及び地元調整活動

平成24年度の例～計762,000円(1,500円/件×508件)

とあるが、これらはそもそもが市の事業計画であり、区長会がこのような事業計画を立てることは有り得ない。たとえ区長がその現場に立ち会ったとしても、これは、区長会の事業とは言えない。

またこの実績報告書の書面上では、立会人に対して時間給750円前後の金額を2時間単位の計算で支払い、それを区長会が受け取った形にしているが、現場に居るはずの区長に、この時間給が支払われた事実はない。関係者の証言もある。

上記区長会会長による違法・不当な補助金交付の申請日と、その違法不当な申請により、柏原市が補助金の交付をした年月日は下記のとおりである。

なお金額は、毎年 100 万円(平成 17 年度は年額 1,936,000 円)である。(平成 16 年度以前は、毎年 242 万円)

- 平成 17 年度
補助金交付申請日 不明(市が関係文書を保管していない)
補助金交付日 不明(市が関係文書を保管していない)
- 平成 18 年度
補助金交付申請日 平成 18 年 7 月 18 日
補助金交付日 平成 18 年 7 月 21 日
- 平成 19 年度
補助金交付申請日 平成 19 年 5 月 15 日
補助金交付日 平成 19 年 5 月 17 日
- 平成 20 年度
補助金交付申請日 平成 20 年 5 月 15 日
補助金交付日 平成 20 年 5 月 20 日
- 平成 21 年度
補助金交付申請日 平成 21 年 7 月 1 日
補助金交付日 平成 21 年 7 月 15 日
- 平成 22 年度
補助金交付申請日 平成 22 年 5 月 10 日
補助金交付日 平成 22 年 7 月 18 日
- 平成 23 年度
補助金交付申請日 平成 23 年 5 月 27 日
補助金交付日 平成 23 年 6 月 1 日
- 平成 24 年度
補助金交付申請日 平成 24 年 6 月 1 日
補助金交付日 平成 24 年 6 月 13 日
- 平成 25 年度
補助金交付申請日 平成 25 年 11 月 29 日
補助金交付日 平成 25 年 12 月 19 日
- 平成 26 年度
補助金交付申請日 平成 26 年 6 月 18 日
補助金交付日 平成 26 年 6 月 27 日

上記のとおり、柏原市区長会会長の違法・不当な補助金交付の申請により、市は、過去 10 年間に、合計 10,936,000 円の補助金を、公金から支出している。

これらのことから、市は、速やかに年次を遡り、区長会の虚偽の申請による補助金交付の実態を調査・精査し、その虚偽により交付をしてしまった年額 100 万円の返還を求めな

なければならないのに、その返還請求の権利を行使しないまま放置し、財産(債権)の管理を怠っている。

イ 平成 25 年度から平成 26 年度の 2 年間

区長会は上記の点を市民に指摘され、平成 25 年度以降は、申請に伴う新たな事業を、○地区運営費、○臨時地区運営費、○柏原区長会研修会、○会議費、の 4 つの名目にして、補助金交付の申請をしている。金額は事業の内容が変わったにもかかわらず、前年まで同様、年額 100 万円の補助金を申請し、同額が公金から支出されている。

区長会活動の内容が変われば自ずと交付の対象も変わるはずであるが、これを前年までの長年に亘って虚偽の申請をしていた補助金交付額を、前年同様の 100 万円として申請しているのは、明らかに書面上の繕いをしてだけの補助金申請であることが分かる。

(ア) 平成 25 年度分

区長会は、前年までと同様に、年額 100 万円の区長会活動補助金の交付を申請しているが、平成 25 年度については、事業計画書の作成日が、○平成 25 年 11 月 29 日、○補助金の申請日が平成 25 年 12 月 19 日、○交付日が同日の平成 25 年 12 月 19 日、となっており、年度当初に計画を立てるべき事業計画の日付が、8 ヶ月も経った後の、年度後半になっているのはいかにも不自然であり、そもそもからが区長会には事業の計画などの実態がないことを証明している。

おそらく、平成 25 年 11 月 27 日に出発をした区長会旅行の代金にあてがうために申請をしたものと推察されるが、この補助金交付申請は市が定める補助金交付の対象から外れるものである。

また市に提出をした実績報告書から判断すると、それぞれの活動に支出したことを示す領収書等は、事業計画年度の日付より以前のもが存在し、その内容も全てがお茶代等の領収書である。ほか区長会が言う事業活動に伴う領収書等は存在しておらず、極めて不透明なものとなっている。

- 前年度(H24 年)の領収書 1 枚 金 4,704 円
- 領収書 4 枚 合計金額 25,392 円

この領収書は全てが飲食代であるから、区長会の事業活動にはふくまれない。

これらを総合して判断すると、平成 25 年度の区長会活動補助金については、市は単に、区長会への旅行代金ほか、お手当金として、区長会から申請が上がった金額を、そのまま何の精査もせず、金 100 万円を交付しているというのが実態となっている。

これについて市は、区長会からの活動補助金の実績(決算)報告についての精査・検査を怠り、区長会が違法不当に申請をした交付金については、区長会に対し、その損害賠償請求ないし不当利得の返還請求権をしなければならないのに、その権利を行使しないまま放置し、財産(債権)の管理を怠っている。

(イ) 平成 26 年度分

上記同様、柏原市は、平成 25 年度以降も柏原市補助金交付規則に基づくとして、区長会活動補助金 100 万円を区長会に交付しているが、その事業計画書の作成日が、平成 26 年 6 月 5 日、その事業計画書による補助金交付の申請日は同日の平成 26 年 6 月

5日、請求日は平成26年6月19日、交付日は平成26年6月27日となっている。

年度当初に計画をすべき事業計画の日付が、該年度に入り2カ月後となっているのは、いかにも不自然であり、このことは、区長会には活動の計画の実態が無いことを証明している。

おそらく、平成26年11月27日に出発をした区長会旅行の代金にあてがうために申請をしたものと思われるが、この補助金交付は補助金交付の目的から外れるものである。

また区長会の活動事業の内容は、市民に指摘された後、前年度までの虚偽の活動事業の名目を改め、地区運営費、臨時地区運営費、柏原市区長会研修会、会議費としているが、区長会が市に提出をした実績報告書から判断すると、それぞれの活動に支出をしたことを示す領収書等は、この年度については、区長会の活動に伴う領収書等が一切無く、極めて不透明なものとなっている。

なお前年同様、お茶代等の領収書が

○ 3枚 合計金額 20,869円

となっているが、これらは全てが飲食代であり、区長会の事業にはふくまれない。

またこの年度から、区長会臨時地区運営費と称して、114人の区長全員に、3,000円から12,600円の現金、合計380,760円を交付しているが、区長個人に対する臨時の運営費を補助金交付の事業とみることとはできず、これは明らかに補助金交付規則に違反するものである。

これらを総合して判断すると、平成26年度の区長会活動補助金については、柏原市は、単に区長会へ旅行代金ほか、お手当て的な交付金として区長会から申請が上がった金額を、そのまま何の精査もせずに、金100万円を交付しているというのがその実態であることが分かる。

これについては、市が、区長会からの活動補助金の決算(実績)報告についての精査・検査を怠り、明らかに違法・不当な手段で交付金の請求をした区長会に対し損害賠償請求ないし不当利得の返還請求権を行使しないまま放置し、財産(債権)の管理を怠っている。

(3) その行為又は怠る事実が違法又は不当である理由

ア 平成17年度から平成24年度の8年間

平成17年度から平成24年度の8年間、いずれの年度においても、柏原市区長会が申請をした区長会活動補助金については、その事業計画も無く、また事業の実績報告書に関しても収支予算書や領収書等の添付もない。これは市が定める「柏原市補助金交付規則」「柏原市区長会活動補助金交付要綱」などの関係法規に違反し違法である。

さらに、この実績報告書の中に記載されている補助金交付の対象事業を見てみると、

○ 道路・水路の明示等に伴う現場立会人及び地元調整活動

○ 道路・水路の占有掘削の同意及び地元調整活動

とあるが、これらは市の事業計画そのものであり、区長会がこのような事業計画を立てることは有り得ない。たとえ区長がその現場に立ち会ったとしても、それは区長会の事

業とは言えない。

またこの実績報告書の書面上では、立会人に対して時間給 750 円前後の金額を 2 時間単位の計算で支払い、それを区長会が受け取った形にしているが、現場に居るはずの区長に、この時間給が支払われた事実はない。この行為は文書偽造による区長会の詐欺的行為であり、違法である。

市は、速やかに年次を遡り、区長会の虚偽の申請による補助金交付の実態を調査・精査し、その虚偽申請により交付をしてしまった年額 100 万円(平成 17 年度は 1,936,000 円)、計 893 万 6 千円の返還を求めなければならないのに、その返還請求の権利を行使しないまま放置し、財産(債権)の管理を怠っていることは違法である。

なお平成 23 年度と平成 24 年度については、区長会の証拠資料に基づき、区長会の違法行為を説明しておく。

① 平成 23 年度の分を、証拠資料に基づき説明。

- A 補助金交付申請書に補助事業計画書、収支予算書、その他市長が必要と認める書類が添えられていない(柏原市補助金交付規則及び柏原市区長会活動補助金交付要綱に違反している)。
- B 実績報告書に収支決算書、その他市長が必要と認める書類が添えられていない(上記違反に同じ)。
- C 実績報告書に、区長会の事業ではない虚偽の事業を記載している(区長会会長若しくは事務局職員による私文書偽造の疑い)。
- D 実績報告書の支出の項目に、区長会の事業ではない事業に、金 970,500 円を支払ったとしているが、実際にはこの事業に支払われていない(区長会会長の詐欺行為)
- E 実績報告書の中で、柏原市区長会研修会に支出された金額 29,500 円と、平成 23 年度柏原市区長会収支決算書に記載された研修会費 647,535 円との金額の差があまりにも大きく掛け離れており、不自然である。この研修会の当初予算は 245,197 円とされていたが、その金額とも差額が大きく、不自然である(区長会会長若しくは事務局職員による私文書偽造の疑い)。

② 平成 24 年度の分を、証拠資料に基づき説明。

- A 補助金交付申請書に補助事業計画書、収支予算書、その他市長が必要と認める書類が添えられていない(柏原市補助金交付規則及び柏原市区長会活動補助金交付要綱に違反している)。
- B 実績報告書に収支決算書、その他市長が必要と認める書類が添えられていない(上記違反に同じ)。
- C 実績報告書に、区長会の事業ではない虚偽の事業を記載している(区長会会長若しくは事務局職員による私文書偽造の疑い)。
- D 実績報告書の支出の項目に、区長会の事業ではない事業に、金 846,000 円を支払ったとしているが、実際にはこの事業に支払われていない(区長会会長の詐欺行為)

E 実績報告書の中で、柏原市区長会研修会に支出された金額 154,000 円と、平成 24 年度柏原市区長会研修会会計報告書に記載された区長会会計から繰り入れされた金額 399,524 円との金額の差があまりにも大きく掛け離れており、不自然である。この研修会の当初予算は 1,160,000 円とされていたが、その金額とも差額が大きく、不自然である(区長会会長若しくは事務局職員による私文書偽造の疑い)。

イ 平成 25 年度から平成 26 年度の 2 年間

区長会は平成 24 年度までの違法・不当性を市民に指摘され、平成 25 年度以降は、申請に伴う新たな事業を、○地区運営費、○臨時地区運営費、○柏原市区長会研修会、○会議費、の 4 つの名目にして、補助金交付の申請をしている。金額は事業の内容が変わったにもかかわらず、前年まで同様、年額 100 万円の補助金を申請し、同額が公金から支出をされている。

区長会活動の内容が変われば、自ずと交付の対象も変わり、その交付金額も変わるはずであるが、これを前年までの長年に亘って虚偽の申請をしていた補助金交付額を、前年同様の 100 万円として申請しているのは、明らかに書面上の繕いをしただけの補助金申請であることが分かる。

すなわち、区長会会長が上記の 4 つの名目で申請をした補助金交付の申請は、単に、区長会に対するお手当金的な金銭の受領を目的に、それまでの慣習に沿って、金 100 万円を請求していると推察され、その全が、違法・不当に請求をし、公金から補助金の交付を受けたことになる。

市は、速やかに年次を遡り、区長会の虚偽の申請による補助金交付の実態を調査・精査し、その虚偽申請により交付をしてしまった年額 100 万円、計 200 万円の返還を求めなければならないのに、その返還請求の権利を行使しないまま放置し、財産(債権)の管理を怠っていることは違法である。

(ア) 平成 25 年度分

区長会は、前年までと同様に、年額 100 万円の区長会活動補助金の交付を申請しているが、平成 25 年度については、事業計画書の作成日が、○平成 25 年 11 月 29 日、○補助金の申請日が平成 25 年 12 月 19 日、○交付日が同日の平成 25 年 12 月 19 日、となっており、年度当初に計画を立てるべき事業計画の日付が、8 ヶ月も経った後の、年度後半になっているのはいかにも不自然であり、そもそもからが区長会には事業の計画などの実態がないことを証明している。

おそらく、平成 25 年 11 月 27 日に出発をした区長会旅行の代金にあてがうために申請をしたものと推察されるが、この補助金交付申請は市が定める補助金交付の対象から外れるものである。

また市に提出をした実績報告書から判断すると、それぞれの活動に支出したことを示す領収書等は、事業計画年度の日付より以前のものが存在したり、ほか区長会が言う事業活動に伴う領収書等は存在しておらず、極めて不透明なものとなっている。

これらを総合して判断すると、平成 25 年度の区長会活動補助金については、区長会は、単に旅行代金、お茶代ほか、お手当金的な金銭の交付を受けることを目的として補助金交付の申請をし、毎年、金 100 万円の補助金を受け取っているというのが実態となっている。

(イ) 平成 26 年度分

上記同様、柏原市は、平成 25 年度以降も柏原市補助金交付規則に基づくとして、区長会活動補助金 100 万円を区長会に交付しているが、その事業計画書の作成日が、平成 26 年 6 月 5 日、その事業計画書による補助金交付の申請日は同日の平成 26 年 6 月 5 日、請求日は平成 26 年 6 月 19 日、交付日は平成 26 年 6 月 27 日となっている。

年度当初に計画をすべき事業計画の日付が、該年度に入り 2 カ月後となっているのは、いかにも不自然であり、このことは、区長会には活動の計画の実態が無いことを証明している。

おそらく、平成 26 年 11 月 27 日に出発をした区長会旅行の代金にあてがうために申請をしたものと思われるが、この補助金交付は補助金交付の目的から外れるものである。

また区長会の活動事業の内容は、市民に指摘された後、前年度までの虚偽の活動事業の名目を改め、地区運営費、臨時地区運営費、柏原市区長会研修会、会議費としているが、区長会が市に提出した実績報告書から判断すると、それぞれの活動に支出をしたことを示す領収書等は、この年度については、区長会の活動に伴う領収書等が一切無く、極めて不透明なものとなっている。

またこの年度から、区長会臨時地区運営費と称して、114 人の区長全員に、3,000 円から 12,600 円の現金、合計 380,760 円を交付しているが、区長個人に対する臨時の運営費を補助金交付の事業とみることはできず、これは明らかに補助金交付規則に違反するものである。

これらを総合して判断すると、平成 26 年度の区長会活動補助金については、区長会は、単に旅行代金、お茶代ほか、お手当金的な金銭の交付を受けることを目的として補助金交付の申請をし、毎年、金 100 万円の補助金を受け取っているというのが実態となっている。

(4) それにより、柏原市はどのような損害を被ったか、そして被るか

ア 平成 17 年度から平成 24 年度の 8 年間

市はこの 8 年間で、区長会からの明らかに虚偽による違法不当な補助金交付申請により、年額 100 万円(平成 17 年度は 1,936,000 円)、計 893 万 6 千円の損害を被っている。

イ 平成 25 年度から平成 26 年度の 2 年間

市はこの 2 年間で、区長会の明らかに虚偽等、違法不当な補助金交付申請により、年額 100 万円、計 200 万円の損害を被っている。

上記のとおり、過去 10 年間で、合計 10,936,000 円の損害金となる。

(5) 誰がどのような措置を講ずることを求めるのか

市は、区長会からの活動補助金の実績(決算)報告についての精査・検査を怠り、明らかに区長会の虚偽等、違法不当な手段により交付金を請求した区長会に対し、損害賠償ないし不当利得返還の請求権を行使しないまま放置し、財産(債権)の管理を怠っていることは違法である。

よって監査委員は、市長に対し、柏原市区長会に対して区長会が違法不当に利得した活動補助金(平成17年度は1,936,000円、平成18年度から平成26年度は、各年度100万円)については、市の損害金として、過去10年間に遡り、合計10,936,000円の損害金の賠償ないし不当利得の返還をさせるなどの必要な措置を講じるよう、勧告することを求めるものである。

(4) 請求書の受理

本件請求について、法第242条に規定する所定の要件を具備していると認め平成27年10月8日付けで受理した。

なお、平成27年10月20日に措置請求の一部が補正された。

2 監査の実施

本件請求について、法第242条第4項の規定に基づき、次のとおり監査を実施した。

(1) 監査対象部課

本件監査の対象部課をにぎわい都市創造部地域連携支援課(以下「補助担当課」という。)とした。

(2) 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対し、法第242条第6項の規定に基づき、平成27年10月20日に証拠の提出及び陳述の機会を設け、同日に新たな証拠の提出と陳述を受けた。

(3) 関係者の調査

本件請求に係る関係者の調査として、補助担当課から陳述書と関係資料の提出を受けるとともに、同課で保管されている区長会の出納帳及び領収書の写し、総会資料などの提出を受けた。また、関係職員から事情を聴取した。

補助担当課から提出された陳述書の要旨は、次のとおりである。

ア 補助金申請書類等について

再度申請書類等を精査した結果、平成17年度及び平成18年度において収支予算書の欠落がみられるものの、請求人から、提出されていないと指摘された収支決算書等の書類については確認できた。

また、毎年度実施される区長会総会における資料については、柏原市区長会(以下「区長会」という。)の担当課が支援しながら作成しており、区長会の担当課と補助金の担当課は同一であるから、その時点で内容については確認しており、各年度の収支予算案及び事

業計画案並びに収支決算書及び決算に関する領収書類については柏原市（以下「市」という。）に提出されている。したがって、区長会が虚偽あるいは詐欺行為により補助金を受領しているという主張は認められない。

イ 補助対象事業について

区長会の活動については、柏原市区長会会則（以下「会則」という。）及び組織図に定められている総会、四役会、定例会、地区会の会議のほか、交通安全運動、人権関係行事、社会福祉活動、消防関係行事などに参加し、各町会の代表者である区長がその趣旨を共有したうえで、各地域へ展開していくことが活動になっている。また、これらの活動についての地域での実施方法や地域住民から寄せられる相談への対応等について情報交換する場としての懇親会、各自治会の代表として知識・能力を向上する機会としての研修会も区長会の活動である。以上の活動のうち、補助については、法第 232 条の 2 に定める公益上必要があるものについて対象としている。

3 監査の結果

(1) 事実関係の確認

ア 区長会について

当該団体は、任意団体であり会則を設け活動している。

会則には、名称、目的及び組織を次のように規定しており、市の業務を補助する団体としての役割を担っている。

（名称）

第 1 条 本会は、柏原市区長会と称し事務所を市役所に置く。

（目的）

第 2 条 本会は、区長相互の連絡調整と親睦を図り、柏原市の自治振興に寄与することを目的とする。

（組織）

第 3 条 本会は、柏原、国分、堅下、堅上各地区の区長をもって組織する。

イ 補助金について

区長会への補助金については、市全体の補助金の交付の申請、決定等に関する事項を定めた柏原市補助金交付規則（昭和 51 年柏原市規則第 6 号。以下「補助金交付規則」という。）と補助金の交付に関して定めた要綱（以下「要綱」という。）に基づき交付している。

適用する要綱は、平成 18 年 3 月 31 日までは柏原市区長会運営費補助金交付要綱（以下「運営要綱」という。）、平成 18 年 4 月 1 日以降は柏原市区長会活動補助金交付要綱（以下「活動要綱」という。）となっており、同要綱は、平成 26 年 4 月 1 日に改正されている（以下「改正活動要綱」という。）。

(ア) 補助金の算定等について

補助金の算定等に係る要綱の規定は、次のとおりである。

- a 運営要綱 平成 6 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日まで適用
（補助金額の算定）

第3条 補助金額は、当該年度の自治組織数に補助単価 22,000 円を乗じて算定するものとする。

b 活動要綱 平成 18 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで適用
(補助金の算定)

第2条 補助金額は、区長会の実施する活動等に係る費用を根拠に算定するものとする。

c 改正活動要綱 平成 26 年 4 月 1 日から適用
(補助対象等)

第2条 補助金の対象となる区長会の事業は、次の各号に定める事業とする。

- (1) 区長会の活動に関する事業
- (2) 区長会を組織する地区（柏原・堅下・堅上・国分の4地区をいう）の活動に関する事業
- (3) 区長会を組織する自治組織の活動に関する事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの

2 補助金は、前項に規定する活動に要する費用の一部について、予算の範囲内で交付するものとする。

(イ) 補助金の返還等について

補助金の返還に関する規定は、次のとおりである。

a 補助金交付規則
(補助金の返還等)

第13条 補助事業者が次の各号の一に該当するときは、補助金を交付せず、又は減額し、若しくは全部又は一部を返還させることがある。

- (1) この規則に違反したとき。
- (2) 補助金を目的外又は不当に使用したと認められるとき。
- (3) 補助金の全部又は一部を使用しなかったとき。
- (4) 事業を変更し、又は中止したとき。
- (5) 補助金の交付の条件に違反したとき。
- (6) 第11条の指示に従わなかったとき。
- (7) 不正な手続きにより補助金を受けたとき。
- (8) その他市長が必要と認めたとき。

b 改正活動要綱
(補助金の返還等)

第10条 市長は、補助金がこの要綱に違反すると認めるとき、または規則第13条に該当するときは、補助金を交付せず、または減額し、もしくは全部又は一部を返還させることができる。

ウ 補助金交付実績について

平成 17 年度から平成 26 年度までの区長会への補助金の交付実績は、次のとおりである。

平成 17 年度 1,936,000 円 平成 18 年度 1,000,000 円

平成 19 年度	1,000,000 円	平成 20 年度	1,000,000 円
平成 21 年度	1,000,000 円	平成 22 年度	1,000,000 円
平成 23 年度	1,000,000 円	平成 24 年度	1,000,000 円
平成 25 年度	1,000,000 円	平成 26 年度	1,000,000 円

エ 補助金に係る返還請求権等の時効について

本件補助金に係る不当利得返還請求権又は損害賠償請求権の時効については、法第 236 条第 1 項ではなく、民法第 167 条第 1 項の規定が適用される。したがって、債権の消滅時効の期間は 10 年となる。

(2) 監査委員の判断

本件請求は、平成 17 年度から平成 26 年度までに区長会が受領した補助金が、補助金の交付に係る関係法規の違反又は虚偽の申請によるものであるにもかかわらず、市が損害賠償返還請求権又は不当利得返還請求権を行使しないのは、「財産(債権)の管理を怠る事実」がある旨主張しているものと解することから、提出資料の確認及び補助担当課の陳述等に基づき次のとおり判断した。

ア 申請書類等の不備について

請求人が主張する申請書類等の不備のうち、平成 17 年度から平成 19 年度までの 3 年間の収支予算書については、補助担当課から提出された資料においても見当たらなかったが、決算関係の書類及び領収書については全て確認でき、区長会の出納帳の写しとも照合することができた。

したがって、一部に提出書類の不備は見られるものの、決算関係の書類等については確認できたのであるから、それをもって補助金の返還を求める必要性は認められない。

イ 補助対象について

(ア) 平成 17 年度から平成 24 年度

請求人が問題としているのは、平成 18 年度から平成 24 年度において区長会から事業として申請された、道路・水路の明示等に伴う現場立会人及び地元調整業務並びに道路・水路の占用掘削の同意及び地元調整業務（以下「立会人等業務」という。）を補助対象としたことである。

当該年度の補助金の算定は、活動要綱に基づき行われており、この要綱においては、第 2 条において「区長会の実施する活動等に係る費用を根拠に算定するものとする。」と規定していることから、立会人等業務が、区長会の実施する活動等に係る費用として認められるかどうかについて検討する。

補助担当課の陳述によると、平成 18 年度に市が行った行財政改革により、全ての補助金については、運営補助金を廃止し、活動補助金のみとするの方針が示されたことにより、平成 17 年度まで行ってきた区長会への運営補助金を活動補助金に変更することとなった。その変更に当たり、区長会と当時の補助金の交付担当課との間で話し合いがもたれ、区長会の活動には一定の財源が必要であることから、次の合意がなされたという

ことである。

- これまで各区長が無償で実施してきた立会人等業務を区長会の実施する活動と位置付ける。
- 当該業務の費用については、業務に係る拘束時間や大阪府の最低賃金を基に積算し補助金を交付する。
- 補助金の申請時においては、前年度の実績を基にした件数及び金額を予算書として提出する。
- 実績報告時においては、区長会が立会人等業務の全件数を把握することが困難であるため、補助金の交付担当課から道路担当部署へ実施件数を照会し、その資料により作成した実績報告書を区長会から提出する。
- 補助金に対する支出については、総会をはじめとした会議費、研修会費、また交通安全運動や歳末夜警など区長会全体が関係機関と連携しながら地域で展開していくために必要な経費に充てる。

そうすると、地方自治体の補助金は、法的には「負担付贈与契約」とされているのであるから、市と区長会との間で、事業の位置づけや費用の算定についての契約の合意ができていたと考えられ、また、道路担当課へ立会人等業務の件数の照会を行った文書、区長の同意書の添付を必要とする記載がみられる道路工事の施行承認申請書や法定外公共物申請書などの資料が提出されており、立会人等業務が市の道路工事等の承認において一定の有益な役割を担っており、算定の基礎となる立会人等業務の件数が虚偽であるとはいえないことを確認した。

したがって、活動要綱に基づく補助金の交付に違反があるとは認められない。

(イ) 平成 25 年度から平成 26 年度

- a 補助金申請の事業内容が変わっているにもかかわらず、平成 24 年度までと同様に年額 100 万円の申請を行っているのは、それまでの慣習に従った虚偽申請による補助金の交付であるとする主張について検討する。

平成 25 年度及び平成 26 年度に区長会から提出されたとする補助事業計画書を見ると、確かに平成 24 年までとは事業内容が変わっているものの、補助金の交付申請については、従来同様の 100 万円の申請額となっている。しかしながら、補助金交付規則においては、第 4 条に「補助金の額は、毎年度予算の範囲内で市長が定める。」との規定があり、当該各年度の予算については、いずれも 100 万円となっていることから、補助事業の上限額として 100 万円に合わせ申請されたと考えることができる。

したがって、このことをもって虚偽の申請であると認めることはできない。

- b 区長会に対する補助金は事業費に対する補助であるにもかかわらず、地区運営費及び臨時地区運営費に対する補助は運営補助であり、補助対象に該当しないとの陳述における主張について検討する。

市の補助金の交付については、平成 17 年度からの行財政改革により、平成 18 年度以降は団体運営補助金が廃止され、全ての補助金を事業費に対する補助金のみとする通知が出されており、活動要綱及び改正活動要綱による補助対象についても、区長

会の事業について補助するとされていることが確認できる。しかしながら、項目名を地区運営費及び臨時地区運営費との名称で提出された計画書では、これらを事業と判断することはできない。これについて補助担当課からは、地区運営費及び臨時地区運営費の内容は、各町会などで行われる公益的な事業に対する補助であるが、事業の申請時においては便宜的に地区運営費及び臨時地区運営費の名称により申請を受けているとの説明であった。

そうすると、事業の名称あるいは事業の内容が不明確な点について、必ずしも適切ではないと判断するものの、その対象を事業とするのであるから補助の対象としては適正であると考えられ、単なる名称をもって、団体の運営費に対する補助であるとする主張は認めることができない。

ウ 補助金を充当したとする経費について

市が補助金の実績報告についての精査・検査を怠り、区長会が虚偽等により違法不当な手段により補助金を受領しているとする請求人の主張について、補助担当課から提出された資料を基に、補助金が充当されたとする収支決算書の各項目について検討する。

(ア) 総会費

年に一度開かれる総会に要する経費である。総会においては、決算や新年度の事業計画、予算案等が審議されており、区長会において重要な事業であると判断できる。

補助金を充当したとする経費の内容は、総会案内用のハガキ等の事務費、会場使用料、会議用のお茶の購入であった。平成 17 年においては、このほかに商品券 9,000 円、ギフト代 102,000 円の領収書があるが、補助金の充当経費とはしていない。

以上のことからすると、総会が区長会に必要な事業であると考えられ、当該経費については、総会を行う上で一般的に必要な経費であると判断できることから、総会費に充てたとする本件補助金については、適正であると認めることができる。

(イ) 会議費

経費の内容は、領収書及び出納帳の記載からすると、四役会議の会議場の使用料と四役会議や役員会議などのために購入されたお茶代である。また、年度によっては、総会用に購入したお茶代を計上しているものもあった。

総会資料からすると、四役会議及び役員会議においては、区長会の運営事項や活動に対する案件などが審議されており、区長会において重要な会議であると判断できること、また、お茶代全てについて使用目的が明らかになっているわけではないが、領収書の日付と総会資料の事業報告からすると区長会の活動とは関連性がないとはいえないこと、総会用の費用については上記のとおり必要な事業であると判断できることから、会議費の一部に充てたとする本件補助金については、適正ではないとはいえない。

(ウ) 懇親会費

懇親会に要する経費である。毎年一回程度実施しており、各年度において料理代、飲物代などの領収書等がみられる、補助金を充当したとするのは平成 18 年度のみで、補助金のほかに費用の一部として参加負担金を徴収している。

懇親会について、補助金の対象とすることには議論の余地はあると思われるが、普通地方公共団体における「食糧費」に関する過去の裁判例では、大阪高裁平成8年11月22日判決においては「食糧費は、右のように、行政事務等の執行上直接的に費消される経費であるから、食糧費支出の違法性を判断するには、当該行政事務等の存在が明確にされるとともに、右支出と右執行事務との直接的な関連性が認められる必要がある。さらに、支出の対象とされる飲食内容が、これを必要とする行政事務の性質、内容及び食糧費の右性質などを対比して、社会通念上相当な範囲のものであることが必要である。」とされており、具体的な食糧費支出の範囲は、「本件のように行政事務の執行上、外部者の参加を求めて会合をもつ必要性があり、これと同時又は引き続いて会合自体では不十分なところを補ったり、あるいは外部者に対し、会合への出席及び情報・助言の提供に対する儀礼の趣旨の接遇を兼ねて食糧費というに相応しい節度のある会食をすることは、なお食糧費の対象の範囲内であるということが出来る。」とされている。この判決からすると、普通地方公共団体において、職務執行の関連性、必要性などにより社会通念上相当な儀礼の範囲における食糧費を支出することは許容されているのであるから、本件補助金を充当したとする懇親会における食糧費についても、その内容が区長会にとって有益なものであり、社会通念上の相当な儀礼の範囲であるならば、認められると考えられる。

その点、懇親会において、参加した区長の間での情報交換や意見交換が全くなかったとはいえ、その有益性を完全に否定することはできない。次に社会通念上相当な儀礼の範囲における「食糧費」に支出する場合の基準については、福岡地裁平成13年3月22日判決において、一人当たり5,000円と判示されていることから、懇親会への補助金の充当は、参加者一人当たり5,000円の範囲内において認められると判断した。

そうすると、平成18年11月10日の研修会の後に行われたとする懇親会の参加者は、63名であったことから、補助対象とする上限金額は、5,000円×63名=315,000円となる。一方、充当したとする補助金の額は、175,403円であるから、社会通念上相当な儀礼の範囲の金額内にとどまるものであり、費用の一部に充てたとする補助金については、適正ではないとはいえない。

(エ) 研修会費

毎年一回、日帰りで行っている視察研修会に要する費用である。研修会の手配については、旅行社に依頼したとみられ、支出に関する領収書の大部分が旅行社の発行したものとなっている。また、領収書はあるが請求の内訳を把握できないものもあった。

視察研修については、総会資料からすると防災や地域の活性化などを主題とした研修を行っており、市内の自治区及び町会の代表である区長にとっては自治会活動などを行ううえで参考となると考えられることから、区長会の活動事業として認められる。

しかしながら、旅行社からの請求内訳があるものの中には、昼食時の酒類の領収書や視察用のバスに積み込んだビールの記載があり、その他の領収書の中にも補助の対象としては不適切と思われるものがあることから、研修会費全てを補助金の充当経費として認めることはできない。また、領収書の内訳を把握できないものについては、

適切な補助金の精算を受けたとは判断できないことから認めることはできない。

以上により検討した結果、平成17年度から平成26年度までの補助金のうち、284,257円については、適正であると認めることはできない。

各年度の検討結果については、次のとおりである。

- a 平成17年度分 研修会費 915,592円 うち補助金充当額 265,379円
内訳は、旅行社への支払879,652円、飲料の購入23,940円、心付けとされるものが12,000円である。旅行社からの領収書に内訳が無く、飲料の購入においてはビール、お茶等を購入したとする収支報告はあるものの研修会との関連は不明である。また、心付けについては補助金の充当経費として不適切であると判断することから、補助金充当額265,379円は適正であると認めることができない。
- b 平成18年度分 研修会費 18,878円 うち補助金充当額 18,878円
内訳は、果物代9,000円とお茶代9,878円である。総会資料からすると、当該年度の研修は、京都府内においての防犯、防災及び耐震等のシステム見学となっているが、この研修との関連が不明であることから、補助金充当額18,878円は適正であると認めることができない。
- c 平成19年度分 研修会費 529,403円 うち補助金充当額 176,870円
領収書などにより研修会費に区分されると思われるものは、旅行社への支払合計が1,136,000円、研修会の写真代が8,400円で合計すると1,144,400円となるが、研修会費との差については不明である。旅行社からの請求内訳を確認すると、貸切バス代など研修会の費用として認められるものと、研修会の費用として不適切と思われるものがあった。これらのうち、貸切バスの費用は220,000円となっていることから、補助金充当額176,870円は適正であると認めることができる。
- d 平成20年度分 研修会費 652,935円 うち補助金充当額 174,832円
内訳は、旅行社への支払合計652,935円である。旅行社からの請求内訳を確認すると、貸切バス代など研修会の費用として認められるものと、研修会の費用として不適切と思われるものがあった。これらのうち、貸切バスの費用は240,000円となっていることから、補助金充当額174,832円は適正であると認めることができる。
- e 平成21年度分 研修会費 674,000円 うち補助金充当額 181,328円
内訳は、旅行社への支払合計が669,000円、添乗員心付けとされるものが5,000円である。旅行社からの請求内訳を確認すると、貸切バス代など研修会の費用として認められるものと、研修会の費用として不適切と思われるものがあった。これらのうち、貸切バスの費用は240,000円となっていることから、補助金充当額181,328円は適正であると認めることができる。
- f 平成22年度分 研修会費 643,000円 うち補助金充当額 200,184円
内訳は、旅行社への支払合計が604,000円、研修会場使用料5,000円、研修会資料代28,000円（領収書は27,000円となっており、2名不参加のため戻入との記載がある。）、手土産6,000円である。旅行社からの請求内訳を確認すると、貸

切バス代など研修会の費用として認められるものと、研修会の費用として不適切と思われるものがあった。これらのうち、貸切バスの費用は 240,000 円となっていることから、補助金充当額 200,184 円は適正であると認めることができる。

g 平成 23 年度分 研修会費 647,535 円 うち補助金充当額 183,928 円

内訳は、旅行社への支払合計が 646,000 円、研修会当日キャンセル返金分 1,535 円である。旅行社からの請求内訳を確認すると、貸切バス代など研修会の費用として認められるものと、研修会の費用として不適切と思われるものがあった。これらのうち、貸切バスの費用は 240,000 円となっていることから、補助金充当額 183,928 円は適正であると認めることができる。

h 平成 24 年度分 研修会費 609,524 円 うち補助金充当額 187,192 円

内訳は、旅行社への支払合計 609,524 円である。旅行社からの請求内訳を確認すると、研修会の費用として不適切と思われるものはあるものの、貸切バス代など費用として認められるものもあった。この貸切バスの費用は 252,000 円となっていることから、補助金充当額 187,192 円は適正であると認めることができる。

i 平成 25 年度分 研修会費 606,463 円 うち補助金充当額 163,104 円

内訳は、旅行社への支払合計 606,463 円である。旅行社からの請求内訳を確認すると、貸切バス代など研修会の費用として認められるものと、研修会の費用として不適切と思われるものがあった。これらのうち、貸切バスの費用は 231,000 円となっていることから、補助金充当額 163,104 円は適正であると認めることができる。

j 平成 26 年度分 研修会費 799,392 円 うち補助金充当額 155,647 円

内訳は、旅行社への支払合計 793,392 円、運転手への寸志とされるもの 6,000 円である。旅行社からの請求内訳を確認すると、貸切バス代など研修会の費用として認められるものと、研修会の費用として不適切と思われるものがあった。これらのうち、貸切バスの費用は 260,000 円となっていることから、補助金充当額 155,647 円は適正であると認めることができる。

(オ) 地区運営費

区長会を構成する各自治区へ地区運営費として交付した費用である。支出の証拠書類として提出されているものは、各地域の区長のものと思われる領収印が押された書類のみであって、その書類からは補助金の使用目的を把握することができない。

これに関し、補助担当課の陳述などによると、区長会を組織する自治組織の活動は、環境美化の取組、防災活動、防犯対策活動など多岐にわたり、自治区の負担も大きいことから活動事業の費用の一部として本件補助を認めている。例えば防犯対策活動の一環として行われている町会での防犯灯設置等の事業については、設置した防犯灯の電気代は維持管理に関する補助金を充当したものを除き各町会で負担することになっているため、これに当該補助金を充当することが考えられる。この防犯灯に関する電気料金の資料は、平成 17 年度及び平成 18 年度の書類の保存期限を過ぎたものを除き補助担当課に保管されているため、電気代についても概ね把握できており、資料が既

に廃棄されたとする年度においても防犯灯の維持管理費補助金から合理的に推計できる。そして、これら各町会の電気代の負担額は、一部の町会を除き補助の額を超えているということであった。

このため、防犯灯に係る電気代の資料の提出を求め、その一部について町会の収支決算書と照らし合わせた結果、補助担当課が把握しているとする電気代と町会が支出した電気代に大差はなく、いずれも補助額を上回っていた。

これらを検討すると、当該補助金は、要綱においては区長会等の活動に対しての補助とは規定されているものの、個別具体的な補助内容については規定されていないため、補助金の充当においては裁量の余地が大きく、つまるところ区長会及びそれを構成する町会、自治会などの活動で特定の歳入を除いたものについて補助金を充てることを是認している。そうすると、補助担当課において経費の把握ができており、区長会等の活動との関連性がないとはいえない以上、各町会が独自に負担する防犯灯の電気代についても補助の対象と認めるのが相当であると考えられる。また、平成 17 年度及び平成 18 年度についても、資料の廃棄について理由があり、電気代の推計方法について一定の理解ができることから、資料がないからといって認められないとまではいえないと判断した。

したがって、平成 17 年度から平成 26 年度における補助金の合計額 4,507,840 円のうち、補助金の充当の可能性のある 4,435,841 円については、適正でないとはいえない。

各年度において電気代への充当が認められなかったものについては、次のとおりである。

(単位 円)

年度区分	自治区	補助金	使用料	不適正分
平成 17 年度	上市 1	4,600	3,920	680
	河原町第 2 区、第 3 区	15,700	9,620	6,080
	本堂区	10,000	9,514	486
	国分市場 1 丁目第 2 区	8,700	0	8,700
平成 18 年度	本堂区	12,400	9,514	2,886
	国分市場 1 丁目第 2 区	3,000	0	3,000
平成 19 年度	国分市場 1 丁目第 2 区	3,000	0	3,000
平成 20 年度	国分市場 1 丁目第 2 区	3,000	0	3,000
平成 21 年度	国分市場 1 丁目第 2 区	3,000	0	3,000
平成 22 年度	国分市場 1 丁目第 2 区	3,000	0	3,000
平成 23 年度	河原町第 2 区	3,000	0	3,000
	河原町第 3 区	3,000	1,889	1,111
	国分市場 1 丁目第 2 区	3,000	0	3,000
平成 24 年度	上市 1	3,000	2,324	676

	河原町第2区	3,000	0	3,000
	河原町第3区	3,000	1,224	1,776
	本堂区	12,360	8,896	3,464
	国分市場1丁目第2区	3,000	0	3,000
平成25年度	河原町第2区	3,000	0	3,000
	河原町第3区	3,000	1,800	1,200
	本堂区	12,400	7,552	4,848
	国分市場1丁目第2区	3,000	0	3,000
平成26年度	河原町第2区	3,000	0	3,000
	河原町第3区	3,000	1,908	1,092
	国分市場1丁目第2区	3,000	0	3,000
合 計				71,999

(カ) 4 地区運営費

柏原地区、堅下地区、堅上地区及び国分地区の4地区の区長会の活動費として交付した費用である。各地区の収支決算書は提出されているものの、支出の証拠書類として提出されているものは各地区の出納帳及び各地区の区長会の代表者の領収印が押された書類のみであって、支出項目に係る領収書はない。

支出の内容について出納帳で確認すると、主なものは、会議費、忘年会、新年会などの懇親会費、地区区長会開催時の記念品となっており、事業活動と呼べる支出は認められない。また、支出経費の大半は飲食費が占めている。

以上のことからすると、会議費、懇親会費などは補助対象と認められる余地がないとはいえないまでも、これらの経費は事業活動に関連して対象と認められるものであって、本件の場合においては事業活動自体が無いのであるから、それらを補助対象と認める理由はない。

したがって、平成17年度から平成26年度において充当したとする補助金の合計額4,000,000円については、適正であると認めることはできない。

(キ) 事務費

区長会の活動に係る事務に要した費用である。経費の内容を検討した結果、平成17年度から平成26年度までの補助金のうち、14,290円については適正であると認めることはできない。

各年度の検討結果は、次のとおりである。

a 平成17年度分 事務費 3,160円 うち補助金充当額 3,160円

内訳は、区長会の名簿台帳及び金銭出納帳の購入費3,160円である。これらに要する費用が、区長会の活動にとって関連がないとはいえないことから、補助として適正でないとはいえない。

b 平成18年度分 事務費 3,407円 うち補助金充当額 3,407円

内訳は、宛名シール 3,071 円、慶弔袋 336 円である。宛名シールについては、区長会の活動にとって関連性がないとはいえないものの、慶弔袋については、出納帳の記載等からすると、区長会内部の構成員に対する慶弔に関し用いられたと判断できることから補助金の充当経費とは認められない。

したがって、補助金の充当額のうち 336 円については適正であると認めることはできない。

- c 平成 19 年度分 事務費 8,904 円 うち補助金充当額 8,904 円

内訳は、切手代 8,000 円、お見舞い用袋 904 円である。切手については、区長会の活動に関連性がないとはいえないものの、お見舞い用袋については平成 18 年度と同様の理由から充当経費とは認められない。

したがって、補助金の充当額のうち 904 円については適正であると認めることができない。

- c 平成 20 年度分 事務費 13,050 円 うち補助金充当額 13,050 円

内訳は、研修会の写真代 10,000 円、研修会参加者に配布する写真のプリント代 3,050 円である。これらについては、補助金の充当経費とは認められない。

したがって、補助金の充当額 13,050 円については適正であると認めることができない。

- c 平成 25 年度分 事務費 14,540 円 うち補助金充当額 14,540 円

内訳は、会長及び副会長の名刺作成 4,000 円、ハガキ代 4,200 円、切手代 5,920 円、地区への補助金交付に当たっての両替手数料 420 円である。これらに要する費用が、区長会の活動にとって関連性がないとはいえないことから、補助として適正でないとはいえない。

- c 平成 26 年度分 事務費 31,024 円 うち補助金充当額 31,024 円

内訳は、ハガキ代 11,856 円、切手代 19,168 円である。これらに要する費用が、区長会の活動にとって関連性がないとはいえないことから、補助として適正でないとはいえない。

以上の監査の結果、本件請求には一部理由があると認められるので、法第 242 条第 4 項の規定により、次のとおり勧告する。

勧 告

柏原市長は、平成 17 年度から平成 26 年度までに区長会に交付した本件補助金のうち、区長会が不当に受領した 4,370,546 円について、60 日以内に補助金の交付決定の一部を取り消し、返還請求を行うこと

4 意見

監査結果は以上のとおりであるが、本件に関連して次のとおり意見を述べる。

柏原市政において、区長会が果たしてきた役割は非常に大きく、その活動には敬意を表するものであり、財政的支援の必要性についても十分理解できるところではあるが、補助金が公金である以上、その使途については、市民の方々の理解を得られるものでなければならず、交付に当たっては、補助金の対象とする事業の公益性、必要性、効果性などの検討はもとより、補助手続の透明性の確保が重要であると考えます。

しかしながら、本件補助金は、要綱に規定されている補助対象についての裁量の余地が大きく、予算額を定額とする補助が毎年行なわれており、補助金の使途についても精査されているとは認めがたいことから、とても市民の方々の理解を得られる補助金であるとは考えられない。

したがって、次のとおり改善を要望する。

- (1) 補助対象事業及び補助対象経費の明確化を行うこと。
- (2) 補助対象経費に対する補助率の設定を行い、補助金の算定の明確化を行うこと。
- (3) 補助金の申請においては、具体的な事業計画書を徴取すること。
- (4) 補助事業の完了に当たっては、単なる収支報告書のみの確認にとどめず、領収書、金銭出納帳など支出とその内容を確認できる証拠資料の提出を求め精査すること。
- (5) 要綱に基づく補助金の交付決定に係る領収書、金銭出納帳などの証拠資料の保存期間は、民法第 167 条第 1 項の規定による債権の消滅時効の期間とすること。

なお、補助金については、平成 26 年柏原市監査委員告示第 1 号において、市全体に係る補助金の適正化への見直しを要望したところであるが、上記に照らし再度検討されることを願います。